第四節の十六　二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

（二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備）

第四十九条の十九　二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二・一四GHzを超え二二・四GHz以下、二二・七四GHzを超え二三GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。以下同じ。）のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［１～四　略］

［２　略］

３　二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局の無線設備（前項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［１～四　略］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表略］

注

［１～30　略］

31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の送信設備に使用するもの

［ア～ケ　略］

コ　第49条の６の12第２項に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局

［略］

［(ア)～(ヱ)　略］

［サ　略］

［(2)～(12)　略］

(13)　22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備　50（10^{-6}）

［(14)～(25)　略］

［32～58　略］

第四節の十六　二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

（二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備）

第四十九条の十九　二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二・一四GHzを超え二二・四GHz以下、二二・七四GHzを超え二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。以下同じ。）のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［１～四　同上］

［２　同上］

３　二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局の無線設備（前項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［１～四　同上］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表同左］

注

［１～30　同左］

31　［同左］

(1)　［同左］

［ア～ケ　同左］

コ　第49条の６の12第２項に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局

［同左］

［(ア)～(ヱ)　同左］

［サ　同左］

［(2)～(12)　同左］

(13)　22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備　50（10^{-6}）

［(14)～(25)　同左］

［32～58　同左］